



～リーガルネットワークスHPにてニュースレターバックナンバーも公開しています～

クラウド勤怠管理システムAKASHI 便利な機能紹介

＼ 令和4年10月1日施行「産後パパ育休」にも対応可♪ ／ 休業・休職機能が活用できます！

■ 利用手順 ■

1. 休暇・休職・休業＞休業・休職設定メニューを開き、「休業・休職追加」ボタンを押します。
2. 「産後パパ育休」を登録します。
3. 休暇・休職・休業＞休業・休職適用メニューにて、該当従業員に対し「産後パパ育休」の取得予定期間を指定し、適用します。
4. 設定＞就業条件設定メニューにて該当従業員の個別就業設定を開き、従業員入力可否設定にて【全日休暇時の実績】を「入力不可」、【全日休暇時の打刻】を「打刻不可」とし確定します。

例) 2022/10/3に以下の内容にて「産後パパ育休」の申請書が提出された場合

出産予定日：2022年10月21日

1回目：2022/10/21～2022/10/28 2回目：2022/12/5～12/15

休業・休職適用

試 健太 さんの産後パパ育休

開始日 2022/10/21 ～ 終了日 2022/10/28

期間に過去日を含む場合、日々の集計と月度の集計が再計算され、休業・休職のみなし労働時間や付与日数等が更新されます。日々の勤務実績(出勤/退勤/休職)は変更されません。

確定

休業・休職適用

試 健太 さんの産後パパ育休

開始日 2022/12/05 ～ 終了日 2022/12/15

期間に過去日を含む場合、日々の集計と月度の集計が再計算され、休業・休職のみなし労働時間や付与日数等が更新されます。日々の勤務実績(出勤/退勤/休職)は変更されません。

確定 キャンセル

期間を指定し2回に分けて「産後パパ育休」を適用するだけなので簡単♪

「産後パパ育休」のよくあるご質問とポイントについては次ページをご参照ください！

2022年10月1日より、新たに創設される『産後パパ育休(出生時育児休業)』とは？

原則、**休業の2週間前まで**に申し出ること、子の出生後**8週間以内**に**4週間まで**の休暇を取得できます。

参考：厚生労働省「[育児・介護休業法 改正ポイントのご案内](#)」
厚生労働省「[令和4年10月1日から育児休業給付制度が変わります](#)」

▼ 3つのよくある質問とポイント

Q.1 4週間以内で連続して休暇を取得しなければなりませんか？

A.1 2回に分けて取得することができます！



ただし、**最初にまとめて申し出ることが必要**となります！

参考：厚生労働省 [社内様式例「\(出生時\)育児休業申請書」令和4年10月以降](#)

Q.2 休業中に就業しても良いでしょうか？

A.2 **労使協定の締結が必要**です！**労働者が合意した範囲**で休業中に就業することが可能です。



就業可能日等には**上限**があります！

✓休業期間中の**所定労働日・所定労働時間の半分**

✓休業開始・終了予定日を就業日とする場合は、当該日の**所定労働時間数未滿**

Q.3 産後パパ育休も育児休業給付の対象ですか？

A.3 対象です。※支給要件等あり



休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日以下。
10日を超える場合は就業している時間数が80時間以下である場合に給付の対象となります。

産後パパ育休の創設以外に、育児休業の分割取得も可能となりましたね。**就業規則の見直し、労使協定の締結など準備は万全ですか？**不安な方はお気軽にご連絡ください。

